

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は西淀川区居宅介護支援事業者連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は西淀川区内に事業所を有する居宅介護支援事業者および、西淀川区をサービス提供地域に指定した居宅介護支援事業者が、相互の連携と交流を図り、所属する介護支援専門員がより質の高い居宅介護支援サービスを提供できるように、資質の向上や情報取得のための活動に対し、支援することを目的とする。

あわせて西淀川区地域の医療・保健・福祉連携の職務を通して、地域環境の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与する活動を支援する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1)居宅介護支援事業者連絡会の開催に関すること（原則奇数月第3月曜日）
- (2)居宅介護支援事業者連絡会研修会の開催に関すること（原則偶数月第3月曜日）
- (3)その他居宅介護支援事業所および介護支援専門員の質の向上に関すること

(会員の種別)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員： 本会の趣旨に賛同し、規約を承認する西淀川区内に住所を有する居宅介護支援事業所
本会の趣旨に賛同し、規約を承認する西淀川区をサービス提供地域に指定する居宅介護支援事業所
- (2) 賛助会員： 本会の趣旨に賛同し、規約を承認する西淀川区内に住所を有する居宅サービス提供事業所

(会員の責務)

第5条 会員は居宅介護支援事業者連絡会運営について、以下の役割を輪番制にて担わなければならない。

- (1)正会員は、司会をおこなう（1会議1事業所）
- (2)正会員及び賛助会員は、会議で取り扱う情報収集をおこなう（1会議1事業所）
- (3)正会員及び賛助会員は、会議で書記をおこなう（1会議1事業所）

(入退会等)

第6条 会員になろうとするものは入会申込書を、退会を希望するものは退会届を提出し、運営委員会で承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の運営に必要な経費は、会費、その他収入によって賄うものとする。

事業所1ヶ所につき会費は年額3,000円とし、年度毎に徴収する（会員は、3月31日までに、翌年分の会費を前納し、一旦納入した会費は返還しない）。

(役員及び運営委員会)

第8条 本会に、代表1名、副代表2名、理事若干名、監事2名、事務局及び会計の役員を置く。

2. 役員は、正会員の中から選任する。
3. 役員は、運営委員会を運営する。
4. 役員の任期は、1年（毎年4月1日から翌年3月31日まで）とし、再任は妨げない。
5. 役員に欠員が生じた場合の後任については、運営委員会の承諾を得て、これを補充する。その任期は前任者の期間とする。
6. 役員任期中は、第5条(2)を免除できるものとする。

(役員の職務)

第9条 運営委員会では、以下の業務をおこなう。

- (1)本会の事業計画及び研修会企画・立案に関すること

- (2) 本会の予算および決算に関すること
- (3) 本会の規約改廃の発議に関すること
- (4) 本会への入会の承認に関すること
- (5) 本会の事業目的を達成するために必要に応じて、運営諮問委員会もしくは専門部会を設置できる
- (6) その他必要な事項

(オブザーバー)

第10条 本会の活動に助言、指導および協力を得るため、オブザーバーを置くことができる。西淀川区保健福祉センター等にオブザーバー参加を求める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

- 第12条 本会の総会は、全会員で組織する。
2. 総会は、毎年1回、5月に開催する。
 3. 総会では、以下の事項の議決を経なければならない。
 - (1) 事業報告に関すること
 - (2) 事業計画及び研修会の決定に関すること
 - (3) 事業予算及び決算の承認に関すること
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (5) その他必要な事項
 4. 総会の議事は、出席会員の過半数で決するものとする。

(事務局)

第13条 本会の運営事務を円滑に進めるため、事務局、会計を西淀川区地域包括支援センター、および西淀川区南西部地域包括支援センターに置く。

(議事録)

第14条 本会の議事録は事務局が、2年間保存する。

(規約改正)

第15条 規約の改正については、運営委員会の発議で会の過半数をもって決定する。

(雑則)

第16条 本会の運営に関して、この規約に定めない事項は、その都度運営委員会の承認を経て代表が定める。

(附則)

1. 本会は、平成11年9月27日に設立。
2. この規約は、平成16年4月1日から施行する。
3. この規約は、平成18年4月1日に改定する。
4. この規約は、平成18年11月20日に改定する。
5. この規約は、平成20年5月19日に改定する。
6. この規約は、平成20年7月22日に改定する。
7. この規約は、平成22年5月17日に改定する。
8. この規約は、平成23年5月9日に改定する。
9. この規約は、平成24年5月21日に改定する。
10. この規約は、平成27年4月1日に改定する。

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会

入 会 申 込 書
(正 会 員 ・ 賛 助 会 員)

平成 年 月 日

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会運営委員会 御中

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会に入会を申込みます。

事 業 者 名 称			
事 業 所 名 称			
事 業 所 番 号			
特 定 事 業 所	特定事業所Ⅰ ・ 特定事業所Ⅱ ・ なし		
事 業 種 別	① 居宅介護支援 ⇒ 正会員 ② その他 () ⇒ 賛助会員 ⇒その他の場合、申込み理由をご記入ください		
事 業 所 住 所	TEL		
	FAX		
e-mail			
管 理 者 名			
①正会員の場合 ⇒介護支援専門員名 ⇒主任介護支援専門員 は ★印をつけてください。			
②賛助会員の場合 ⇒従業員名			

※ 太枠線内をご記入ください。

【事務局記入欄】 申込受付日 平成 年 月 日	【運営委員会承認欄】 承認日 平成 年 月 日
-----------------------------------	-----------------------------------

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会

変 更 届

平成 年 月 日

西淀川区居宅介護支援事業者連絡会運営委員会 御中

次のとおり内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所名
変更があった事項		変更の内容
1	事業者名称	(変更前)
2	事業所名称	
3	特定事業所	
4	事業所住所	
5	電話番号	
6	FAX	
7	管理者名	
8	①正会員の場合 ⇒介護支援専門員名 ⇒主任介護支援専門員は ★印をつけてください。 ②賛助会員の場合 ⇒従業員名	(変更後)
9	その他 (変更項目を記載してください)	

※該当項目番号に○を付けてください。

【事務局記入欄】 受付日 平成 年 月 日	【運営委員会確認欄】 確認日 平成 年 月 日
---------------------------------	-----------------------------------